

○中央選挙管理会告示第五号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第三十条の規定に基づき、最高裁判所裁判官審査公報発行規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

別記第三号様式及び別記第四号様式中「平成」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

○中央選挙管理会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定を実施するため、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年中央選挙管理会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

別記様式中「~~立札~~」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

○中央選挙管理会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百十一条第五項、第四百十一条の二第二項、第四百十二条第七項、第六十四条の五第二項、第六十四条の七第二項及び第七十二条の規定に基づき、並びに同法第三百十一条第三項の規定を実施するため、参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和五十八年中央選挙管理会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

別記第一号様式及び別記第一号様式の二中「平成」を削る。

別記第一号様式の三及び別記第一号様式の四中「~~長~~」を削る。

別記第一号様式の五中「平成」を削る。

別記第一号様式の六から別記第二号様式まで、別記第四号様式及び別記第五号様式中「~~長~~」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

○中央選挙管理会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百七十二条の規定に基づき、衆議院比例代表選出議員選挙執行規程（平成六年中央選挙管理会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

別記第四号様式、別記第六号様式及び別記第七号様式中「長」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。